

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○森会長 玉木君の御提案につきましては、幹事会で協議をいたします。

次に、赤嶺政賢君。

○赤嶺委員 先ほどの質問で意を尽くしていない面がありましたので、若干時間をおかりしまして。私たちは、綱領で、憲法九条の完全実施に向けて、国民の多数の合意で自衛隊問題を段階的に解決していく方針も明確にしております。

今改めるべきは、安保法制に基づく自衛隊の海外派兵体制を早急に直すこと、安保法制を廃止するところにある、このように考えております。

もう一つ申し上げたいのは、私たち沖縄県民は、あの沖縄戦で地獄のような戦場を体験いたしました。この日本国民の戦場の体験を抜きにして憲法九条では平和は守れないとするのは歴史の歪曲であり、まさに憲法九条は、あのような戦争は二度と起こしてはいけないという日本国民の強い決意の下で作られた不戦の誓いであり、絶対に変えてはいけない、世界に誇るべき宝だ、このように考

えております。

今日は、国民投票法についての、議論のテーマが設定をされております。

私たちは、国民が改憲を求めている中、改憲の手続法である国民投票法を整備する必要はないという立場です。

現行の国民投票法は、第一次安倍政権の二〇〇七年に、安倍首相が改憲への意欲を示す下で、与党の強行採決によって作られたものであります。安倍首相が、国会で法案を審議している最中に、

国民投票法を憲法改正の契機にしたとか、国民投票法の成立を強く期待するなどとおおり、国会の審議に介入をしました。この発言を契機に、自民党は、期限を区切って審議を推し進め、衆議院での強行採決に踏み切ったのです。そのため、現行法は、重大な問題が放置されたままの欠陥法となっております。

私たちは、当初から、投票法が、国民の民意を酌み尽くし、正確に反映させるという根本において重大な問題があると指摘してきました。日弁連は、当時、最低投票率の問題や有料広告の問題など八つの問題点を挙げ、今も見直すべき重要な課題だと述べています。

私は、三つの根本的な欠陥があると考えています。

一つ目は、最低投票率の規定がないことです。現行法は、有効投票数の過半数の賛成により、改憲案について国民の承認があったものとすると規定をしております。投票率が四〇％や五〇％の場合、有権者の二割台の賛成しか得られなくても

憲法改正ができることとなります。これでは、国民の意思を十分に反映しているとは到底言えませんが。

最低投票率については、制定時の審議でも、提出者から、低い賛成率で憲法が変えられるのはおかしいと思うという答弁もありました。この間の憲法審査会でも、与党の委員からも、真摯に考えたいという指摘が出た問題です。

次に、国民の自由な意見表明を不当に制限していることです。

国民投票法では、何よりも、国民による自由で広範な意見表明と議論こそ重要です。ところが、現行法は、公務員や教員について、地位を利用して国民投票運動を禁止しており、その定義は極めて曖昧です。にもかかわらず、対象は、大学の教員から幼稚園の先生に至るまで、およそ教育に携わる者全てに及びます。このような不当な投票運動の制限は、公務員や教員だけにとどまらず、国民全体の意見表明や運動を萎縮させることにつながります。

三つ目に、改憲案に対する広告や賛否の意見表明の仕組みが公平公正なものとなっていないことです。

現行法の下では、資金力の多い方がテレビなどの有料広告の大部分を買い占めてしまうおそれが繰り返し指摘されています。しかし、それに対する実効性のある措置はなく、憲法が金で買われるという事態になりかねません。

改憲案の広報を担う広報協議会も、委員は国会の各党派の所属議員数の比率で割り当てられるこ

とになっています。そのため、改憲賛成派が圧倒的多数を占め、広報や無料の広告など、都合よく運用、運営されかねません。これらの根本問題は、法律制定当時、参議院の十八項目に及ぶ附帯決議でも指摘されたものです。

昨年、公選法並びの七項目の改定案が賛成多数で可決をされました。この法律の附則四条には、有料広告の在り方などの問題について、三年をめどに検討を加える、必要な措置を講ずると規定をしています。

私たちは、この規定をもって、欠陥を放置したままにすることは許されないとして反対をいたしました。参議院では、この附則四条の解釈が大きな議論となり、その中で、この規定について、国会が、同項に規定する措置が講ぜられるまでの間において、日本国憲法の改正案の原案について審議し、日本国憲法の改正の発議することを妨げるものと解してはならないとする修正案が提出されました。しかし、与党も含めて、この修正案をわざわざ否決して、衆議院の法案を成立させたのです。

国民投票法を問題にするのであれば、この附則四条に基づき、根本的な欠陥について徹底的に議論するというのが筋ではありませんか。ところが、新藤幹事から、投票環境を整備するためなどとして、新たな公選法並びの改定をまず通し、連休明けには安全保障の議論をしたいという意向も報道されていますが、これは重大であります。

根本的欠陥を放置したまま、形だけ整えて終わりにし、九条改憲の議論に進もうということなど断じて容認できないと申し上げて、私の発言を終

わります。